

寄附金を支出された個人の皆様へ

～個人住民税の寄附金税額控除についてのお知らせ～

京 都 府

1 寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

確定申告書(第二表)の「住民税に関する事項」欄にも寄附金額を記載してください。

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに税務署へ確定申告をする必要があります。

提出された確定申告書等は、お住まいの市町村へデータで送信されますので、改めて住民税の申告を行わなくても、所得税と個人住民税の両方から控除を受けることができます。ただし、所得税と住民税とでは取扱いが異なるため、確定申告書(第二表)の「住民税に関する事項」欄にも寄附金額を記載します。

なお、所得税の確定申告をされずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとされる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村へ住民税の申告書を提出する必要があります。

2 申告に当たっては、寄附をされた際に受け取った寄附金受領証明書等が必要です。

確定申告を行うには、寄附をされた際に受け取った寄附金受領証明書を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。

また、一定の特定公益増進法人に対して寄附をされた場合には、寄附金受領証明書に併せて「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しを添付する必要があります。

3 寄附をされた翌年の1月1日に京都府にお住まいであれば、京都府で寄附金税額控除を受けることができます。

寄附をされた時点で京都府にお住まいではない場合でも、寄附をされた翌年の1月1日に京都府内にお住まいの方は、個人府民税からの寄附金税額控除を受けることができます。

一方、寄附をされた翌年の1月1日前に京都府外へ転出された方は、転出先の都道府県において当該法人に対する寄附金が条例指定されていない場合は、個人都道府県民税からの寄附金税額控除を受けることができません。

4 個人の市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

個人住民税とは、個人の府民税と個人の市町村民税を合わせたものです。

個人住民税の課税・徴収は、各市町村で行っていますが、控除の対象となる寄附金は、府・市町村がそれぞれ条例で指定しています。(指定していない市町村もあります。)

その寄附金が個人の市町村民税の控除対象となるかどうかは、お住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。